

非常勤職員の通勤に係る費用弁償の支給誤り

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項										
高石高等学校	<p>非常勤職員Aについて、令和5年8月の勤務日数が5日であるにもかかわらず、通勤に係る費用弁償の額を誤り、4日分しか支給されていなかった。</p> <table border="1" data-bbox="519 510 1620 659"> <thead> <tr> <th>職員</th> <th>通勤に係る費用弁償の支給基礎額</th> <th>既支給額</th> <th>正規支給額</th> <th>不足額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>2,020円</td> <td>8,080円</td> <td>10,100円</td> <td>2,020円</td> </tr> </tbody> </table>	職員	通勤に係る費用弁償の支給基礎額	既支給額	正規支給額	不足額	A	2,020円	8,080円	10,100円	2,020円	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例】 (費用弁償) 第3条 非常勤職員の費用弁償の額は、常勤の職員に支給する通勤手当又は旅費の額との権衡を考慮して、任命権者が知事の承認を得て定める額とする。</p> <p>【大阪府公立学校一般職非常勤職員就業等規則】 (通勤に係る費用弁償) 第22条 2 通勤に係る費用弁償の支給基礎額は、次の各号のいずれかによるものとする。 四 1日の普通乗車券による運賃の額</p> </div>
職員	通勤に係る費用弁償の支給基礎額	既支給額	正規支給額	不足額								
A	2,020円	8,080円	10,100円	2,020円								

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和6年5月28日）